

証券コード 1871
平成24年6月12日

株主各位

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社ピーエス三菱

代表取締役社長 勝木 恒男

普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の種類株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時）

2. 場 所 東京都中央区晴海二丁目5番24号
晴海センタービル2階 当社大会議室

3. 目的事項
決議事項
議 案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 種類株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.psmic.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
3. 当日当社職員は、電力事情による節電対応のため、軽装（クールビズ）にて対応させていただく場合がございますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

種類株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、平成14年10月1日付で三菱建設株式会社（以下「三菱建設」といいます。）と合併するに際して、三菱建設が自己資本の充実と財務基盤の強化を図るため、平成14年6月27日開催の三菱建設の定時株主総会において承認を受け発行していた第一種後配株式（発行済株式総数75,000,000株）1株に対し、両社の合併比率に従い当社の第一種後配株式0.1株の割当をもって割当交付いたしました。

この第一種後配株式には、普通株式を対価とする取得請求権、ならびに現金および普通株式を対価とする取得条項を設けております。平成24年5月11日現在、第一種後配株式の発行済株式総数は7,500,000株となっておりますところ、第一種後配株式の株主様による同株式の取得請求権については、平成17年7月31日以降、普通株式の時価が800円以上になった場合に行使可能であり、取得の対価として交付すべき普通株式の数の算定方法は、 $(400\text{円} \div \text{取得時期における時価}^{\text{注1}}) \times 2 \times (1 + 0.014)^n$ ^{注2}（但し、第一種後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとします。）と定めております。そして、上記の取得請求権が平成24年7月31日までに行使されない場合には、その翌日をもって当社が第一種後配株式を取得し、その対価として定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することになります。

すなわち、取得請求権の行使がなされずに平成24年7月31日が経過した場合には、平成24年8月1日をもって、第一種後配株式1株につき、 $(400\text{円} \div \text{取得時期における時価}^{\text{注3}}) \times 2.30$ とする算定方法に基づいて算出される数の普通株式（但し、第一種後配株式1株につき交付される普通株式は1株を下回らず2株を上回らないものとします。）が第一種後配株式を保有する株主様に交付され、短期間のうちに普通株式の希薄化が生じることとなります。

このような普通株式の希薄化を軽減し、株主様をはじめとする関係者への影響を緩和するため、第一種後配株式の内容を変更するものであります。

注1) 時価は、第一種後配株式を有する株主様が普通株式の交付を受けるのと引き換えに第一種後配株式の取得を請求した日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値とします。

注2) nは平成14年7月31日から取得を請求する日までに経過した満年数（1年未満は切捨て）とします。

注3) 時価は、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値とします。

- (2) 上記の変更に伴い、現行定款第5条、第7条、第13条の2ないし第13条の6および第51条について所要の変更を行い、附則を新設するものであります。
- (3) 本議案による定款変更の効力発生は、第64回定時株主総会ならびに普通株主様による種類株主総会および第一種後配株主様による種類株主総会において、上記の「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。なお、定款変更の効力発生日は平成24年8月1日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数と種類) 第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とし、このうち10,250万株は普通株式、750万株は本定款第2章の2に規定する第一種後配株式とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数と種類) 第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とし、このうち10,250万株は普通株式、750万株は本定款第2章の2に規定する <u>A種種類</u> 株式とする。
第6条 (条文省略) (単元株式数) 第7条 本会社の1単元の株式数は普通株式、 <u>第二種後配</u> 株式とも100株とする。	第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第7条 本会社の1単元の株式数は普通株式、 <u>A種種類</u> 株式とも100株とする。
第8条～第13条 (条文省略)	第8条～第13条 (現行どおり)
第2章の2 種類株式 (第一種後配株式への利益の配当または剰余金の配当) 第13条の2 第一種後配株式に対しては、平成17年3月期までの利益処分にかかる利益配当および中間配当は行わない。	第2章の2 種類株式 (<u>A種種類</u> 株式への剰余金の配当) 第13条の2 本会社が、各事業年度において、当該事業年度中に属する日を基準日として <u>A種種類</u> 株式に剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された <u>A種種類</u> 株式を有する株主または <u>A種種類</u> 株式の登録株式質権者に対し、 <u>A種種類</u> 株式1株につき、普通株式1株当たりに配当される剰余金に次項に定める転換倍率を乗じて得られる金額の剰余金の配当を行う。

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>② 平成18年3月期以降の事業年度にかかる利益処分または剰余金の処分において、普通株式に対して1株につき年12円（その前事業年度にかかる中間配当または剰余金の配当において分配された金銭の額を含む。）以上の利益配当または剰余金の配当をする場合は、第一種後配株式に対して1株につき年24円の利益配当または剰余金の配当を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>② 転換倍率とは、A種種類株式1株につき400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数（400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいうものとする。ただし、この場合の転換倍率は1を下回らず、2を上回らないものとする。</p> <p>③ 本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後にA種種類株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株主の権利行使による第一種後配株式の取得の請求)</p> <p>第13条の3 第一種後配株式を有する株主は、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が800円以上となった日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を本会社に請求することができる。</p> <p>② 前項の場合において、本会社に対し第一種後配株式の取得を請求した株主に対しては、第一種後配株式は、1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、$1.014 \times n$乗じた数に2を乗じた数（nは平成14年7月31日から第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求する日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じて得られる数（400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に$1.014 \times n$乗じた数に2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の普通株式が交付される。ただし、この場合、第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p>	<p>(株主の権利行使によるA種種類株式の取得の請求)</p> <p>第13条の3 A種種類株式を有する株主は、平成24年8月1日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えにA種種類株式の取得を本会社に請求することができる。</p> <p>② 前項の場合において、本会社に対しA種種類株式の取得を請求した株主に対しては、当該株主が保有するA種種類株式に前条第2項に定める転換倍率を乗じて得られる数の普通株式が交付される。ただし、この場合、A種種類株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>③ 本条において本公司の普通株式の基準時価とは、第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本公司の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式を有する株主が普通株式の交付を受けるのと引換えに第一種後配株式の取得を請求した場合には、本公司の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本公司の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(第一種後配株式の取得)</p> <p>第13条の4 本公司は、平成18年7月31日以降、株主に配当すべき剰余金をもって、1株につき800円に1.014をn乗した数（nは平成14年7月31日から本公司が第一種後配株式の全部または一部を取得する日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じた金額（800円に1.014をn乗した数を乗じた金額の計算は円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）により、第一種後配株式の全部または一部を取得することができる。</p>	(削除)
	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(会社の権利行使による一斉取得日における第一種後配株式の取得)</p> <p>第13条の5 本会社は、本条に定める一斉取得日に、第一種後配株式1株につき400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に、1.014をn乗した数に2を乗じた数（nは平成14年7月31日から本条に定める一斉取得日までに経過した満年数（1未満は切り捨て）とする。）を乗じて得られる数（400円を本条に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に1.014をn乗した数に2を乗じた数を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の普通株式を交付すると引換えに第一種後配株式を取得できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>② 本条において一斉取得日とは、平成17年7月31日以降で、かつ最初に株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が800円以上となった日以後の日で、本会社の取締役会が定める日をいうものとする。</p>	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>③ 本条において本公司の普通株式の基準時価とは、本条に定める一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本公司の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に本条に定める一斉取得日が到来した場合には、本公司の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本公司の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p><u>(会社の権利行使によるその他の場合における第一種後配株式の取得)</u></p> <p>第13条の6 本公司は、平成24年7月31日までに取得請求のなかった第一種後配株式を、1株につき400円を本条に定める本公司の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数（400円を本条に定める本公司の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）の普通株式を株主に交付すると引換えに取得できる。ただし、この場合第一種後配株式1株につき交付される本公司の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p>	(削除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>② 本条において本公司の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本公司の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に第一種後配株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本公司の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本公司の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本公司の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第48条～第50条 (条文省略)</p> <p>(第一種後配株式の転換または取得と配当) 第51条 本公司による第一種後配株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、転換の請求、一斉転換、取得の請求または一斉取得が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換または取得があったものとみなして、支払うものとする。</p> <p>第52条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第48条～第50条 (現行どおり)</p> <p>(A種種類株式の取得と配当) 第51条 本公司によるA種種類株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして、支払うものとする。</p> <p>第52条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 平成24年3月末日に終了する事業年度のうち最終のものに関する本公司の定時株主総会ならびに本公司の普通株主を構成員とする種類株主総会および本公司の第一種後配株主を構成員とする種類株主総会における決議に基づき本定款が変更された後、最初に行われるA種種類株式に対する中間配当金については、本定款の変更の効力発生時点におけるA種種類株式を有する株主が平成24年4月1日に当該A種種類株式を有するものとみなして、支払うものとする。</p> <p><u>第2条</u> 本定款第5条、第7条、第13条の2第1項および第2項、第13条の3第1項および第2項、ならびに第51条の変更、第13条の2第3項および本附則の新設、ならびに第13条の3第3項、第13条の4、第13条の5、および第13条の6の削除は、平成24年8月1日から実施する。</p> <p><u>第3条</u> 本附則は、平成25年3月31日をもってこれを削除する。</p>

以 上

メモ

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海二丁目 5 番24号 晴海センタービル 2階



■ 主な最寄駅からのご案内

- ① 地下鉄勝どき駅（大江戸線） A 2 b 出口から徒歩約10分
- ② JR有楽町駅、地下鉄銀座駅（丸ノ内線、日比谷線、銀座線）、地下鉄築地駅（日比谷線）、地下鉄勝どき駅（大江戸線）の停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（都03または都05系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分
- ③ 地下鉄豊洲駅（有楽町線）の停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（錦13甲系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分
- ④ JR東京駅、地下鉄東京駅（丸ノ内線）の東京駅丸の内南口停留所（図示）から、都バス晴海埠頭行（都05系統）に乗車、「晴海三丁目」下車、徒歩3分

（駐車場はご用意しておりませんのでご了承下さい）